

和歌山弁護士会

# 紀北法律相談センター

## 「困ったときにはまず相談」



**毎週土曜日開催**  
**午前10時～** 1人30分  
**午後12時30分**

**橋本市教育文化会館**  
 和歌山県橋本市東家一丁目6-27



紀北法律相談センター

事前予約制

相談日の前日までに  
お電話ください。

予約  
受付

# 073-422-5005

平日  
午前9時  
～  
午後5時

# 1人で悩んでいませんか？

## 借金が払えない・・・

## 相続は放っておいても大丈夫？

## 離婚するのにどんなことを決めればいいのか

## 交通事故に遭ってしまった！

**相談日** 毎週土曜日 ※詳細な日程はお問い合わせください。

**相談場所** 橋本市教育文化会館  
和歌山県橋本市東家一丁目6-27

**相談料** 5,000円 (消費税別途)

※ただし、以下の①、②の要件を満たした場合には相談料が無料になります。  
相談当日に担当の弁護士にお申し出ください。

### ① 資力要件

人数	手取り収入の基準 <small>注1,3</small>	家賃又は住宅ローンを負担している場合に加算できる限度額 <small>注2</small>
1人	18万2,000円以下	4万1,000円以下
2人	25万1,000円以下	5万3,000円以下
3人	27万2,000円以下	6万6,000円以下
4人	29万9,000円以下	7万1,000円以下

注1:同居家族が1名増加する毎に基準額に30,000円を加算します。

注2:申込者等が、家賃又は住宅ローンを負担している場合、基準表の額を限度に、負担額を基準に加算できます。

注3:離婚事件などで配偶者が相手方のときは収入を合算しません。

### ② 資産要件

人数	現金・預貯金合計額の基準 <small>注1,2</small>
1人	180万円以下
2人	250万円以下
3人	270万円以下
4人以上	300万円以下

注1:3ヶ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。

注2:離婚事件などで配偶者が相手方のときは資産を合算しません。

予約  
受付

# 073-422-5005

平日午前9時～午後5時 年末年始、祝日を除く

※相談日の前日までにお電話ください。